令和5年度第22回庁議 議事要旨(記録)

開催日 令和5年11月28日 (火曜日)

開催場所 市長公室

午前 開始時間 11時00分 3時00分 終了時間 午後

庁議内容

付 議

令和5年国立市議会第4回定例会一般質 1 間について 議題

2 旧国立駅舎の管理運営に係る事務分掌について

3 文書管理システムの導入について

出席者(13名)

市長 庁議メンバー

副市長 教育長 (13名)

> 政策経営部長 行政管理部長 健康福祉部長

地域包括ケア・健康づくり推進担当部長

子ども家庭部長 生活環境部長

基盤整備担当部長

会計管理者

議会事務局長

教育部長

代理出席者

(0名)

【議題】

1. 令和5年国立市議会第4回定例会一般質問について

説明員:各部長

<内容>

令和5年国立市議会第4回定例会一般質問の回答案について検討を行った。

2. 旧国立駅舎の管理運営に係る事務分掌について

説明員:行政改革・情報政策担当課長

<内 容>

(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

3. 文書管理システムの導入について

説明員:文書法制課長

<内 容>

(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

庁議付議事案 審議要旨(記録)(令和5年11月28日開催)

付議事案名: 旧国立駅舎の管理運営に係る事務分掌について

提案課 政策経営部 政策経営課

議事要旨公開・時限非公開の別

① 🔽 決裁後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

② | | (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的(理由)

令和6年4月1日付けで旧国立駅舎管理運営に係る事務の移管を行うため、庁議に 付議するものである。

- 2. 経過及び現状
 - ・ 令和 2 年 4 月に旧国立駅舎開業
 - ・当面の管理運営方針について、整理を行った。(令和5年5月9日庁議報告)
- 3. 具体的な措置

庁議決定後、所要の規則改正を行い、令和6年4月1日から施行する。なお、定員 管理計画については別途調整・決定する。

2. 集約

指示のあった事項を調整の上、改めて庁議で集約する。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・定員の調整が出来てから、庁議に付議すべきではないか。
- → 事務分掌に係る関係課の調整が完了したことから、この時点で庁議 に付議したところ。

【指示事項】

・旧国立駅舎の管理運営に係る事務分掌について、定員も含めて調整を図り、改めて庁議で集約すること。

庁議付議事案 審議要旨(記録)(令和5年11月28日開催)

付議事案名:文書管理システムの導入について

提案課 行政管理部 文書法制課

議事要旨公開・時限非公開の別

① 🔽 決裁後公開します

(※②をチェックした場合、その理由)

② | | (庁議で集約)後公開します

1. 付議事案の概要

1. 付議目的(理由)

令和7年1月に利用開始予定の文書管理システム(文書の収受・起案・決裁・発出・保存・廃棄といった、文書管理業務における一連のライフサイクルを包括的に管理するシステムをいう。以下「システム」という。)の導入について、庁内合意を得るために付議するものである。

2. 経過及び現状

平成15年度 国立市地域情報化取り組み方針においてシステムの導入を検討

令和 4年度 国立市DX推進計画においてシステムの導入を成果目標として設定

令和5~8年度実施計画を採択

令和5年11月 システムの運用方法について情報化推進本部に付議

同 月 電子計算組織運営協議会への報告

3. 具体的な措置

- ・原則的には電子決裁を使用する。ただし、電子決裁を使用することで著しく業務効率を損なう場合は、例外的に紙決裁によることとする。
- ・決裁区分並びに合議先の有無及び範囲によって運用を制限しないこととする。
- ・正職員及び経常的に起案を行う第1種会計年度任用職員について電子決裁を原則とする。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・工事関係の決裁は多くの資料が添付されるが、この場合も電子決裁を活用すべきか。
- → 電子決裁を使用することで著しく業務効率を損なう場合は、例外的に 紙決裁を可能としている。なお、運用について、他市の例等、把握して いるものがあれば情報提供いただきたい。